

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成27年2月6日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 西川委員 坂本委員 長島委員 岡田委員
- 4 欠席委員 間野委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

平成27年2月6日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項  
平成26年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査の概要について
- 3 審議案件  
教委第73号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について  
教委第74号議案 横浜市歴史博物館条例施行規則の一部改正について  
教委第75号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

おはようございます。ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。本日は、間野委員から欠席の連絡を受けております。

初めに、会議録の承認を行います。1月9日の会議録署名者は、坂本委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。なお、前回1月23日の会議録については準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長

**【教育長一般報告】**

1 市会関係

○1/28 本会議（第1日）会期決定

報告いたします。

1月28日に、本会議の第1日目が開催されまして、会期を決定いたしました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○1/27 平成26年度 第2回横浜市・神奈川県警察合同防犯対策会議

○1/29 平成26年度 第2回指定都市教育委員・教育長協議会

○1/30 横浜ユーラシア文化館企画展「古代エジプト ファラオと民の歴史」内覧会

○2/5 太尾小学校・下野庭小学校・中田小学校・平安小学校マーチングバンドによる表敬

次に、主な会議等ですけれども、1月27日に平成26年度第2回横浜市・神奈川県警察合同防犯対策会議が市庁舎で開催されました。横浜市側の事務局は市民局になっておりますけれども、私もメンバーとして参加をしております。

議題は、平成26年度中の犯罪情勢と防犯対策ということで、神奈川県警から報告があり、神奈川県内、横浜市内ももちろんですけれども、犯罪は減少しているのですが、「オレオレ詐欺」に代表されるお年寄りに対する詐欺行為が増加をしております。全国でも被害金額が高いということでもっと力を入れて防止していきたいというお話がありました。もう一つは、歓楽街における市と県警による協働治安対策について、これは合同の議題でしたけれども、主に消防局が建物の査察に入るときに県警とも協働にということで報告がありました。教育委員会からは、学校における防犯教育についてということで、指導企画課長から報告をいたしました。

1月29日は、平成26年度第2回指定都市教育委員・教育長協議会が開催されまして、東京の都市センターホテルで開催され、西川委員に御出席いただきました。

1月30日、横浜ユーラシア文化館におきまして、「古代エジプト ファラオと民の歴史」という展覧会を現在開催しておりますけれども、その内覧会にエジプト大使がお見えになり、内覧会を実施いたしました。

この企画展は、東海大学のエジプトコレクションから初公開の資料を含めました約200点を展示しているもので、4月5日まで展示しておりますので、是非ご覧いただきたいと思います。

2月5日ですけれども、第42回マーチングバンド全国大会の小学生の部で金賞を受賞いたしました太尾小学校・下野庭小学校・中田小学校・平安小学校の4校が副市長表敬のため来庁いたしました。全国で5校の金賞受賞のうち、4校が横浜市の小学校ということで各都市からは注目を浴びた結果になりました。

## (2) 報告事項

○平成26年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査の概要について

次に、報告事項ですけれども、平成26年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査を実施いたしましたので、後ほど所管課から調査結果の概要を御報告いたします。

以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、御質問等がございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ、別途所管課から説明とありました、「平成26年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査の概要について」、説明をお願いします。

入内嶋指導部長

指導部長の入内嶋でございます。平成26年度の横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

詳しくは、担当の課長から御説明申し上げます。よろしく願い申し上げます。

長谷川指導企画課長

指導企画課長の長谷川でございます。よろしく願いいたします。

平成26年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査の結果について、お手元の資料に沿って御説明をいたします。

本調査でございますが、平成26年4月から7月にかけて、市内小中学校の全児童生徒、約27万人を対象に実施いたしました。

調査の概要につきましては、資料を1枚おめくりいただき、2枚目の中ほどになりますけれども、調査結果の概要が記載してございますので、お目通しいただければと思います。

では、また1枚目にお戻りください。初めに、本調査の特徴を申し上げます。

1、新体力テストの特徴の右側のグラフを御覧ください。このグラフは、昨年度の各調査項目の平均値と本年度の平均値を比較し、昨年度の平均値を上回った項目数を学年別、そして男女別に表したものです。

また、その下にあります表は、各学年の男女別に前年度の項目を上回ったもの

に丸をつけ、項目別にまとめたものです。調査項目は握力・上体起こし・長座体前屈など、小学校は8項目、中学校につきましては持久走が加わり9項目となっております。男女を比較してみると、男女とも小中学校を合わせて75項目あるうち、男子は21項目、女子では36項目が前年の記録を上回りました。本年度は、女子の体力が向上したことが見られました。また、小学校と中学校で前年度平均を上回った数を比較してみると、小学校に比べて中学校のほうが平均を上回る数が多くなっております。小学校の低学年では上回った項目が少なく、就学前を含めた運動経験の少なさが課題となっております。

一番下にあります表を御覧ください。こちらの表は、前年度の小学校1年生から中学校3年生までの男女を合わせた各項目の平均値を10年前のものと比較したものでございます。全体の体力としては向上傾向にはありますが、握力、立ち幅跳び、ボール投げに課題がございます。一方、この平均値を見ると、本市が「体力アップよこはま2020プラン」で目標として掲げている昭和60年の水準に、学年が上がるにつれて徐々に近づいてきている状況も見られます。

裏面の2ページを御覧ください。2、調査結果の概要でございます。

(1) 体格でございますが、児童生徒の体格の平均値は男女とも全国平均とほぼ同水準ではございますが、男女ともわずかながら身長は全国平均を上回り、体重は全国平均を下回る状況でございます。

(2) 新体力テストの概要でございますが、「体力合計点」を昨年度と比較するとほぼ横ばいですが、全国との比較では全ての学年で下回っている状況です。

(3) 生活実態調査ですが、右側のグラフを御覧ください。折れ線グラフの下の線は、週当たりの運動の実施状況に関する質問で運動を「しない」と答えた児童生徒の割合、上の線は「ほとんど毎日行う」と答えた児童生徒の割合を表したものです。上の線を見ていただくと、小学校では「ほとんど毎日」運動すると答えた児童は少ないですが、中学校では半数以上になります。一方、下の線を見ていただくと、中学校では運動を「しない」と答えた生徒も一定程度おります。また、このグラフにはありませんが、一日の運動時間についても小学校では「2時間以上」運動する児童が中学校に比べて少ない状況でございます。

下にあります3つの表を御覧ください。こちらは小学校5年生と中学校2年生の生活実態調査の朝食、睡眠、そしてパソコン等視聴時間を経年で比較したものです。

一番上の朝食喫食率を御覧ください。朝食については、「まったく食べない」と答えた児童生徒は減少しております。真ん中の睡眠の表を御覧ください。睡眠については、小学校5年生では「6時間未満」と答えた児童は男女とも減っていますが、中学校2年生の女子では増加をしております。一番下の表、パソコン等視聴時間を御覧ください。パソコン等の視聴時間については、「3時間以上」と答えた児童生徒が全体的に増加をしております。

3ページを御覧ください。一番上にあるグラフは、運動やスポーツの実施状況と体力テストの合計点を表したものです。運動時間が多い子供ほど新体力テストの結果がよく、学年が進むに従ってその差が大きくなり、二極化の傾向が見られます。

3、今後の取組でございます。今回の調査を受け、今後の取組といたしましては、5点でございます。

1つ目は、体力・運動能力調査の結果分析等を基にした「体育・健康プラン」の運営改善です。2つ目は、「体力向上1校1実践運動」の成果を確かめる指標を明確にした運営改善です。3つ目は、幼稚園・保育所と小学校、そして小学校と中学校とが連携した体力向上の取組です。4つ目は、「体力・運動能力調査個

人シート」の提供等による家庭と連携した体力向上の取組です。そして最後、5つ目は、運動習慣の確立に向けた家庭・地域等との連携した取組になります。

以上のことは、第2期横浜市教育振興基本計画にも掲げてございます。なお、詳細につきましては、別紙資料を御覧ください。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。御質問があればどうぞ。

坂本委員

すみません。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

大変初歩的な質問をして申し訳ないのですが、「運動」というものはどういったものなのでしょうか。陸上競技とか球技とかそういうものなのか、それとももう今はそういうことは世の中で無理なのかもしれませんけれど、昔だったら縄跳びをしたり、鬼ごっこをしたり、かくれんぼをしたり、そんなものも子供にとっては運動なんですけれど、ここの運動というのはどういったものなのでしょうか。

長谷川指導企画課長

この項目の中で、例えば50m走とか、あるいは立ち幅跳び、そういうものについては運動というような形で項目があります。

坂本委員

だけれど、立ち幅跳びは体育の時間でないときにやる人って余りいないですよ。だから、私が言っているのは、要するに子供が体を動かすことが必要なもので、そういう項目がどの位すくい上げられているかということです。

長谷川指導企画課長

学校での体育の時間などでは、ボール運動などが行われております。そういう部分を総合して調査していますけれども、そういうところがピックアップされて項目の中に上がっています。

坂本委員

すみません、私の伺っていることがちょっと分かりにくかったと思うんですけど、そういう正規の体育でやっているものはもちろんなんです。だけれど、特に小さい子が、近所に原っぱがあってかくれんぼをする、これは大変良い運動なんです。そういうものが別にこの調査に入っていないから悪いと言うわけではないんですけど、この調査では「運動」という項目についてはどういうふうに聞いているんですか、ということをお聞きしたかったのです。

入内嶋指導部長

では、私から説明させていただきます。まず、課長からありました、1ページにある項目で調査をしているというのが一点と、坂本委員がおっしゃるように、2ページの生活実態調査のところでは運動を「ほとんど毎日する」とか「しない」とかあります。これにつきましては、例えば公園で遊んでいるとか放課後に遊んでいるとかといった点で意識調査をしているということでございまして、委員がおっしゃるように、そういうものもこの意識調査の中で聞いていると、私たちとしては判断をしているところでございます。

坂本委員

アンケートの調査結果には入っているのですか。

入内嶋指導部長	はい、そうです。
坂本委員	ここの運動というアンケートでは、例えば「屋外で遊んでいますか」というふうに聞かないといけないかもしれませんね。運動と言われるとちょっと分かりにくいですね、アンケート調査の項目としてね。
入内嶋指導部長	そうですね。例えば小学校6年生は分かりますけれど、1年生は今、委員が御指摘のように分からないので、各学校では担任から、この運動というのは例えば公園で遊んだり、友達と遊んでいるのも入りますよと説明してもらっています。それで、あなたはどの位していますかと、こういうようなフォローアップをしながらアンケート調査をしておりますので、それでフォローできているかなと思うところです。
坂本委員	大事なのは、運動というのは、何もよーいドンで走るだけではないんですよ。屋外で、どれだけ子供が体を動かしているかということですから。1は分かりますけれど、2では、そういったフォローをしている人がいれば安堵感があるわけですが、ないとすると「ああ、大丈夫かな」と思うので、そういうのが分かるような組み方をさせていただくといいんじゃないでしょうか。いずれにしても、良く分かりました。
今田委員長	ほかにどうですか。どうぞ。
西川委員	すみません。この生活実態調査というのは、私はとても大事なことだと思っています。特に、中学校のときに、体も心も成長することがとても大事ですが、その中で睡眠時間とか、それから前にもちょっとお話したことがあるような気がするんですが、パソコン等の視聴時間についての関連性が非常に大きいかなという感じがするんです。中学校になると、学年が上がるごとに、良い悪いは別として、パソコン等の視聴時間が睡眠時間との兼ね合いとして、課題としてあると思います。その辺りについて家庭と学校とが連携してこれからやっていかないと、良い成長にならないような気がするんです。やはり睡眠時間がとても大事だと思っています。 それから、今後の取組ということでいろいろ書かれておりますが、本当に大事なことだと思えます。「体力向上1校1実践運動」、私も見させてもらいました。全校を挙げてグラウンドに出て、狭いグラウンドでも、ボール遊びをしたり、個別支援の子も一緒に先生方と15分間ぐらいでしたが、やっている姿を見て「ああ、こういうことも必要になってきたな」というのを感じております。 ただ、今お話がありました、公園等につきましては非常に寂しい気持ちがします。私もいろいろなところを歩いておりますが、昼間、子供たちが学校から帰宅している時間でも公園では遊んでいないということがありました。でも、この間、公園を回ったときに「今日は、いっぱいだ」という日があったんです。そうしたら横浜市全小学校のPTA会があったとかということで、公園で遊んでいる姿を見て「これが本当の姿だなあ」という感じが、私はしました。 ただ、昨日みたいに事件に巻き込まれてしまうとか、何かいろいろな被害があると親も表に出したがるなくなってしまうとかということもあって、やっぱり地域とか警察とかが考えて遊ぶ時間を確保してあげる、学校の会議も大事だけれど、地域のコミュニティもとても大事なかなと思うんです。「見守り隊」もおられ

ますので、お願いしたらできるんじゃないかなという気がします。是非横浜の児童生徒の体力向上を目指す中、できることからやっていけたらいいかなと考えております。よろしくお願いいたします。

今田委員長

よろしいでしょうか。どうぞ。

入内嶋指導部長

では、西川委員からいただいたことについて、2点ございまして、1点目は、体力と学力の関係というものではないかと世間ではよく言われているわけですが、本市といたしましても今年度から来年度にかけまして、体力と学力の相関関係も見ながらデータ分析をしていきたいというふうに今考えているところがございます。その中で今回、明らかに低学年の方が、なかなか運動ができていないというようなことがございまして、今御指摘がありました幼保小の関係に今後取り組んでまいります。こども青少年局との連携については相当進んでいるという自負がありまして、学習に関するアプローチが概要等にはあったんですが、今後は運動、まさに委員がおっしゃる遊びと、そういうところのアプローチを進めていくということにより、連携も必要というふうに思っております。

振興基本計画の中にもある、放課後の遊びについては、やはり低学年のお子さんが学童、それから放課後キッズに多く参加をしているわけがございますので、いかに学校の校庭等を活用しながら、また勉強しながら運動能力を高めていくかと。遊びを含めまして、そういうことをまた推進していきたいというふうに考えているところがございます。

坂本委員

ちょっとよろしいですか。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

今のお答えの中で、是非遊びというものの価値をもっと上げてほしいんですよ。そこのところが一つ。それから、もう一つ、公園の使い方、私もここで聞いたんですけど、近所の御家庭から「うるさい」と言われると使いにくいというのがあり、ものすごく悲しいことだと思うんです。子供が「キャーキャー」言えば確かにうるさいですよ。そこについては、例えば3時間なら3時間と、我慢する運動、3時間我慢運動というのはどうでしょうか。近所にも、隣組とか組合とかあると思うので、それを普及して行って、あの町は、教育委員会とこういう契約をしましたよと、だから、こっちの町もしてくださいと、高々に言えるようにする。3時くらいから東京は5時にチャイムが鳴るんですよ、とても短いですね。だから、そういう運動を何とか音頭を取ってやったら少し違うと思いますよ。そのときは、時間が短いですから、見守り隊のおばさんみたいな人が出てきて見ているとか、遊びをもっと振興することにしたほうがいいんじゃないでしょうか。

入内嶋指導部長

よく分かりました。

今田委員長

どうぞ。

長島委員

委員の皆さんがおっしゃられたことで、今は防犯意識が高いので集団下校をしたりとか、物理的なそういう時間の制約があったりしても、学校を出て家に帰る



までに1時間も2時間もかかったなんていう時代に育った者としては、本当に残念ことで、自ら遊ぶところを探してというのは、そういう意味で何か大人の力で環境をつくってあげるのも大事なのかなと思いました。

あと、3番の今後の取組のところの4つ目の「体力・運動能力調査個人シート」の提供等による家庭と連携した体力向上とありますけれども、このシートをどういうものを想定しているかなんですが、今は家族間のコミュニケーションをとるよりも大人が忙しくなっていて、なかなか難しくなっていますよね。だから、親がはまっ子ふれあいスクールに預けて仕事をしたり、いろいろしていると。そういう中で、せっかく良いものも親は、親子で負担になるものだと、みんな無視してしまうんです。そういう健康シートとか、いろいろ独自で学校によって考えたりしているんだけど、「ああ、これが来ちゃったら本当に結構大変だな」と思ってしまうのです。なので、とっつきやすいものを子供も大人も、わくわくしながら作成できるものをやはり努力して考えていただかないと、せっかくのこの企画を台無しにしないようにすることも大切かなと思います。あとは地域の力を借りていただくことが何よりだと思います。

入内嶋指導部長

ありがとうございました。

今田委員長

専門家がおられるので私が言うのも何ですけど、「食」の話をさせていただきます。今後の取組の中には、この運動習慣の確立に向けた家庭・地域等との連携とありますけれども、よく言う「早寝早起き朝ごはん」というもの、これも毎日食べるというのは少し減っている傾向でしょう。これはやっぱり朝しっかりと食べて来るといのは一日の活動の源の話だとすると、何かこれとは別に提案していくのか。だから、ここも今後の取組の中では運動に限定しているけれども、せっかくこの表があるのだから、「早寝早起き朝ごはん」の運動、それを利用するというか、大切さみたいなものを何か一緒に言っていく必要はないんですか。

長谷川指導企画課長

その辺りのところも子供の健康ということでは、やはり「食」と運動というのは切り離せない部分だと思いますので、「食」についてもまた健康教育課とも連携しながらやっていきたいと思っています。

長島委員

いいですか。

今田委員長

どうぞ。

長島委員

でも切り離せるんですよね、本来は。人間の生活は、朝起きていろんなことをして出かけていくという中で、今の勉強だと算数だから数学だからということがなくて、全てが関連性を持っているというところで、今、委員長がおっしゃったように、運動と食べること、それだけじゃないですよ。やはり学びにも通じるし、提供する側の今の発信の仕方が「関係ないから、おたくでしょ」ということが絶対にならないようにしてほしいと強く思います。

西川委員

1つ、いいですか。

今田委員長

どうぞ。

西川委員	先日、小学校の周年行事にお邪魔しましたら、すごくいいお話を伺ったんです。具体的に言っちゃってもいいですよ。汲沢小学校なんですけれども、近くに高校がありますよね。戸塚高校の生徒さんが、放課後、どういうふうに行っているのか具体的には分からないんですけども、小学校の児童の体育活動を手伝ってくれているというようなお話を伺いました。それは、こういう講師で近くのところで援助するというのもいいのかなと。「見守り隊」以外にも、そういうこともできるのかなというふうに感じました。
入内嶋指導部長	ありがとうございます。
今田委員長	私は、本当に今、長島委員がおっしゃったけれども、このことは指導企画課と健康教育課が連携して行う話だと思います。調査結果をもとに、今後どのような取組を行うかという際に、各課が関係することを総動員していくことで、何かいろいろなものが見えてくるというか、真実味が出てくると思います。調査のための調査ということにならないで、結果を生かしていけるものになるのではないかなと。今の時代より本気の部分が求められていくのかなと思いますから、また是非内部で議論をして一歩ずつ成果を出していただければと思います。教育長は、何かございますか。若き日々を思い起こして。
岡田教育長	いえいえ。今、各委員からの御指摘は本当にそのとおりでなと思うんです。一方で、今御指摘いただいた内容は、ほとんど学校外への期待だと思います。ですから、体力の基本はやっぱり家庭生活にあるので、どこまで学校が関わるのか、教師たちがどこまでかかわるのかっていうのは教職員の業務実態調査の結果などとあわせて考えますと、どうやっていくのかというのはとても難しいなと思っています。やっぱり責任の所在を明らかにしていけないと、何でも学校でやればいいということになってしまうので、そこはこの調査結果をどこに戻していったらどうやるのかというのは、上手な広報といえますか、調査結果の報告の仕方をしていかないといけないなというふうに思っています。
入内嶋指導部長	最後ですが、今、教育長からも委員長からもございましたが、私ども他局もそうですが、そのように他部課とも連携を図ることは本当に大事だと思います。本日は、これを含めまして記者発表もさせていただきますので、よろしく願いいたします。
今田委員長	教育長が言った「家庭・地域との連携」が一番最後に書いてあるように、この辺がある意味、運動習慣の確立あるいは生活習慣みたいなものも含めてということなんでしょうね。
坂本委員	ちょっといいですか。
今田委員長	どうぞ。
坂本委員	すみません。教育長がおっしゃったように、それは学校外へのことの期待も多いんですけど、私はこれも先生の多忙感、負担感を減らしていくこととしては重要な柱だと思います。地域がやるべきことと学校がやるべきこと、これは全部学校がやることになってしまっていますよね。だから外には先生の多忙感を

なくしますなんて言えませんよ。言いませんけれど、そういうところにも中の精神を教育委員会に生かしていくと、また現場の励みになるんじゃないかなと思います。すみません、最後に余計なことをつけ加えまして。

今田委員長

よろしいでしょうか。御苦労さまでした。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第75号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第75号議案は、非公開といたします。

次に、議事日程に従い、教委第73号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について」所管課から説明をお願いします。

伊東総務課長

それでは、事務局等専決規程の一部改正について、総務課から説明をさせていただきます。

第73号議案の議案書をおめくりいただきまして、2ページに提案理由がございます。地方公務員法の一部改正及び神奈川県における職員の配偶者同行休業に関する条例等の制定に伴い、県費負担教職員の配偶者同行休業に関する専決事項を定めるため、横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部を改正したいので、提案をいたします。

改正の内容につきましては、この後の新旧対照表を飛ばしていただきまして、一番最後のところに参考資料をつけてございますので、そちらで説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

1番の趣旨のところは、今申し上げた提案理由と同じ内容でございます。

2番のところから説明をいたします。配偶者同行休業制度についてですが、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年以内の範囲で休業を取得することができる制度です。今回の専決規程の改正のもとになっている法令は、地方公務員法、それから神奈川県条例ですが、職員の配偶者同行休業に関する条例、神奈川県の規則として職員の配偶者同行休業に関する規則、こちらの県の条例・規則は今度の4月1日に施行予定のものですけれども、この3つの根拠法令によっております。

具体的な改正内容ですが、3番のところを御覧ください。まず、(1)教職員人事部長の専決事項に、特別支援学校の教職員の配偶者同行休業に関するものを加えます。こちらはいずれも県費負担ということになりますけれども、特別支援学校の教職員については教職員人事部長が専決をいたします。また、(2)学校教育事務所長の専決事項に、管轄小中学校の教職員の配偶者同行休業に関するものを加えます。(3)施行の予定日は、県の条例と合わせまして、平成27年4月1日を予定してございます。

参考のところですが、市費の負担職員、事務局職員ですとか高校の教員ですとか、そういった者につきましては既に専決の規程の改正を議決いただいておりますので、今回は県費教職員の分ということで御説明をいたしました。よろしくお願いたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等がございましたらどうぞ。よろし

いですか。質問を1つだけ。これはどの程度、現実問題としてそういうことが見込まれる人がいるかについては、出てこないと分からないですか。

小田教職員人事課長

教職員人事課の小田でございます。今まで日本人学校に赴任される方の配偶者が行っていて、その方は休職という形で行っていたんですが、次からはこの制度で行くようになると思います。その方たちのケースで言いますと、毎年二、三人というところでしょうか。ただ今回、民間企業の方の配偶者が行って、そこに本市の教員の方が行くということも認められるようになりますので、そうすると少し増えてくるのかなとは思っておりますが、どの位になるかというのは私もちょっと分からないところです。

今田委員長

はい。ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、御意見等がなければ、教委第73号議案については議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。御苦労さまでした。

次に、教委第74号議案「横浜市歴史博物館条例施行規則の一部改正について」所管課から説明をお願いします。

高倉教育政策推進等担当部長

おはようございます。教育政策推進等担当部長の高倉です。よろしくお願いたします。

それでは、第74号議案ですが、お手元の議案書を1枚おめくりいただきまして、2ページの提案理由のところを御覧ください。

ふるさと歴史財団が指定管理者となつています横浜市歴史博物館等につきましては、次期の指定管理者から5つの施設を一括して1つの指定管理者が管理できるように、昨年末に条例改正を行いました。これに伴いまして、条例施行規則等の改正が必要になりますので、提案させていただくものでございます。

説明につきましては、生涯学習文化財課長から御説明させていただきます。

石田生涯学習文化財課長

生涯学習文化財課長、石田でございます。よろしくお願いたします。

では、説明をさせていただきます。今、部長からお話ししましたように、条例の改正に伴いまして、横浜市歴史博物館条例施行規則、これを改正するものでございます。

改正のポイントは2つございます。お手元の教育委員会会議資料に沿って一通りの説明をさせていただきたいと思っております。こちらの資料でございます。

では、その次第に沿いまして、まず趣旨から説明させていただきますと、公益財団法人の横浜市ふるさと歴史財団、こちらが管理運営しております文化財施設の5館、横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館、この5つの文化財施設の次期指定管理者、平成28年度からの分になりますけれど、こちらにつきましては5館を一括で選定するための条例改正を行ったところでございます。

この条例改正に伴いまして、施行規則の一部改正ということで御覧いただいているところでございますが、その内容は先ほど申し上げましたように、2点ございます。

条例の職員に関する規定について、必要がなくなりましたのでこれを削除いた

しますが、それに伴いまして条番号が変更になるという、施行規則の条番号の整理でございまして、ずれてまいります。

そして、もう一つが、申請者が5館を一括して申請するための、指定申請書様式の修正、様式が1館ごとだったものが、5館一括で申請ができる様式に変えるという内容でございます。

今後のスケジュールを簡単に書かせていただいております。

本日の教育委員会会議でもって諮らせていただきまして、13日に市報登載、3月9日には第1回目の条例改正を行いまして新しい委員の方の委嘱をさせていただきたいと思っております。3月の下旬には第1回目の選定評価委員会を予定しております。来年度、27年度は5館一括での次期指定管理者の選定手続を行いまして、28年の4月1日から第3期になりますけれども、次期指定管理期間が開始するという状況でございます。

では、より具体的な内容を説明させていただきたいと思っております。ページでいきますと5ページになりまして、新旧対照表というものがございます。歴史博物館条例施行規則の新旧対照表、これ3つに分けてございます。現行が左端、改正案1、改正案2ということで、右へ移ってまいります。改正案が2つに分かれておりますのは、条例を2回に分けて改正が行われるということで、こちらの規則の改正も2回に分けて書かせていただいております。条例を2回に分ける改正というのが現行5館分の指定管理者と、来年度は5館一括の指定管理者選定も行うという2つの委員会機能を持ったものが並行することと、28年度、これは改正案2のところですけど、28年の4月1日からは最終形の条例になるということで条例改正が2段階に分かれまして、それに伴いまして規則改正も2つに分けて書かせていただいております。

改正の1つ目、規則の第2条の職員というところでございますが、こちらが不要になりますので、改正案1のところではそれが省略というか、削除された状況でございます。改正案2のところでは最終形に移るんですけど、こちらは最後のページになります。

11ページでございますが、第1号様式の変更でございます。先ほど申し上げましたように、5館一括で申請ができるように様式の変更をさせていただくということで、第1号様式（第5条第1項）、この第5条は申請書の提出等という規程でございますが、そこの部分の様式ということで横浜市歴史博物館に加えまして、下線を引いたところになります。横浜市三殿台考古館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館の指定管理者の指定を受けたいので申請するというので、5館一括の形の様式をここで付け加えて、改正をするということでございます。

規則の改正の内容につきましては、以上の主な2点ということで改正をさせていただきます。

説明は、以上でございます。

今田委員長

ありがとうございました。所管課から説明が終了しましたが、御質問等がございましたらどうぞ。

坂本委員

すみません。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

ごめんなさい。私が忘れていたのだと思うんですけど、この第2条はなぜな

くなっただけでした。何かここに一緒にいる感じでした。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

今、博物館については全て設置条例がございまして、先ほどの5館は1館ずつ全部設置条例がございまして、ほとんど同じ内容をそろえてつけているんですけど、横浜市歴史博物館のほうは、あえて「館長を置く」という項目が入っていません。ただ、ほかの館も当然館長を置いていますので、あえて条例でうたわなくても必要な項目なので、この機会にその5館の施設の条例の組み立ても形を整えさせていただくということで削除しますので、特に館長がいなくなるとかそういったことではございません。

石田生涯学習  
文化財課長

本市の現行の職員という項目で、横浜市の職員をここに置くになってはいますが、現在は置いておりませんので、こうした部分は削除をすることになります。

坂本委員

すみません。ちょっと私の感覚でいくと、館長って最高責任者ですよ。それがその館の条例規則に入っていないと、慣習でやっていくほうがおかしいので、むしろここから先は消さなくていいんじゃないですか。今、そうしてくださいと言うのではないんですけど、考え方としては、きちっと責任者「館長」っていう者は明記されるべきことじゃないのでしょうかと、私は感覚的に思います。トップが明記されていないなんていうことは、今まで見たことがないものですから。それが一つ。

それから、それは「もうそうなっているんだから、仕方がない」と言われればそれまでですが、もしばらばらに館長さんがいるのなら、このことは前にもいろいろ議論したときにも私、言ったかもしれませんが、指定管理者だけを一括する、何を指定管理者の一括指定に期待するのかということ、やっぱりそれは総合性とか効率性とか、それから単に管理じゃなくて政策的な文化的なマネジメントを具現化していくためだと思えます。だから、それはいいことだと思うんですが、館長がばらばらに存在してばらばらに政策を出しては、全く下が困っちゃうわけですよ。

そういう意味で、もし今言うように別々におられるんだとしたら、これも前に聞いたかと思いますが、その館長間の今までと違ったマネジメントシステムがどう新たにできていくのか、ちょっとそこを一言お願いいたします。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

今後のということですか。

坂本委員

今後のことです。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

今後は5館一括ということになりまして、職員の異動などもかなり自由にできるようにしますので、この館の職員ということではなくて、この分野の職員なので、2つの館で同じ分野について説明が必要であったりとか、展示が必要であれば、それは共同でやるとか、そういったことができるようになります。逆に言うと、今までは館の枠組みに捉われてしまって縦割りになっているところがありますから、そういったところはもっと柔軟にできるように、担当と話し合って、運営していきたいなと思っています。

坂本委員

ごめんなさい。私が申し上げるのは、そういう内部のことじゃなくて、外部の利用者に対してこの5館が今まではこういった演出をやりたいとか政策を出して別々にやっていたんですね。それは全部縦割りですから。見る方から見ると、5館が例えば何か総合的なテーマでやってくれるとか、それから重複があるのかないのか、避けるとか、それから質のレベルが合うとか、そういうもっと質が全面として高く持つマネジメントが必要じゃないかと思います。ですから、その指定管理者におけるとか、そういう事務的な問題の上にもっと総合的なマネジメントがあるべきで、それがこれから必要になっていくと思うんです。

その問題と、それからちょっとお答えだけでいいんですけど、なぜ館長が入っていないのか、そこだけ興味として教えて、教えてください。その2つです、質問は。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

市民の方にとって総合性でどういうふうな影響があるかということなんですけど、ここには幾つかの場面があるんですけど、例えば一つには共同したプロデュースみたいなことで、まちの魅力を高めるような施策なんかも一緒にできることが挙げられます。それから、先ほども申しましたが、少し専門性も横浜市全体ということで考えて、それぞれの管理は、開港資料館は開港期から震災までとか、それから都市発展記念館は震災から現在までとかっていう役割はあるんですけども、その中のスタッフは横浜という歴史を通して説明できるようなスタッフをそろえるとか、そういった意味では縦割りにならないようなマネジメントができるということでございます。

それから、館長については当然、館長はそれぞれにいます。今は学識の方とかに館長で来ていただいています、それぞれその専門性を高めるような観点から館の運営に携わっていただくような形で来ていただいていますので、そういった方々は引き続き配置をさせていただくことには変わりございません。

坂本委員

委員長、すみません、何度も質問していいですか。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

なぜ規則で、ほかの館長は入っていないのかという単純なそれだけです、私の質問は。別に悪いとかいうんじゃないで。それが一つと。

それから、一番大事なことはトップマネジメントなんです。スタッフがどうこうとか、それからいろんな制度が交流できるということじゃなくて縦割りのことを勉強していくと、一番の館は常にトップマネジメントなんです。特に、こういうところのトップマネジメントはいい意味でいうと頑迷固陋ですよ。なぜかと言うと、専門性があるから。普通の企業と違って、自分の考えが物すごくあってチームが物すごくあって、悪く言えば閉鎖的で、よく言えば専門的。そういう方が経営していらっしゃるんですね。

だから、せめて効率的にスタッフとか、それからこの管理をもっと全体的に総合的に縦割りを廃止してやろうというときに、少なくとも例えば5館の中でリーダー格はどこか、そこが言い出しているいろんなことに取り組めるのか。それとも、そういう会合が年1回の何とか連絡会とか、そういうものが常設されているのか。私の興味はトップなんです。ちょっとそこだけ。ほかのところはよくわかりますので。

石田生涯学習

全体の館の統制というか、効果的な活用・運用といったところで考えていきま

文化財課長	<p>すと、今現在も横浜市ふるさと歴史財団が指定管理者として5館を運営しております。そのふるさと歴史財団自体が評議員会の理事会といった形でもって全体の経営とか館の運営について考える場面を持っておりまして、そうした中でもって5館の活用といったことも、いわゆる協調した形で各館を引っ張る、あるいは単館ごとに全てを考えるということではなくて、総合的な形でもって文化財行政を促進するといったことも図られている側面がございます。</p> <p>今後、5館一括でもって指定管理者を選定するということになりますので、より一層各館の連携とか、あるいは人間的ないろいろなことを含めてですけど、柔軟性のある体制がとれるものと考えています。</p>
今田委員長	<p>今まで議論してきて、5館を一括して連携を高めていきましょう、それでその指定管理を、5館を一括して受け入れるようにしましょうと。これはある意味で、縦割りになっていたものを大きく、より相互の連携を深めて機動的にしていこうという話で、それは結構なことじゃないですかと。ただ、今のその条例があり、それから規則があり、今メンバーを選定している状況があるから2段階になってやっていこうと、それもよく分かる話で、なかなか大変だなあと。ただ、今質問があったように、この第2条のこの話は何かこれでいくと、それぞれの館長がなくなっちゃうのかなというふうに素朴にとれるので、そうすると、それぞれの館の館長がなくなっちゃうわけだと。まず、なくなっちゃうんですかという質問です。</p>
高倉教育政策推進等担当部長	<p>職員の体制としては、館長さんは今までどおり、それぞれにいらっしゃいます。ただ、全体としては、財団としてその5館をうまく使っていこうということで、財団には理事長が今、五味先生という東大の名誉学長で本当に人間的にも学術的にも非常に立派な方がいらっしゃいます。そういった方の考え方とかを、みんながチームで、5館が一括して考え方を同じようなことに整えて、財団として5館を有効に使っていくというようなビジョンを考えています。</p>
今田委員長	<p>では、解釈から言えば、もちろん館長は引き続き、それぞれ残ると。</p>
高倉教育政策推進等担当部長	<p>はい。</p>
今田委員長	<p>今までのある種の独立性を持った中での館長という位置づけとは、少しある意味で違うかも分からないですね。だから、それぞれの館長はいるんだけど、それはそれでそのニュアンスの違いというか、位置づけも多少違ったものになって、もうここではあえて館長云々ということは言わないんだと。それで、それぞれの館には館長がいると。</p>
高倉教育政策推進等担当部長	<p>はい。</p>
今田委員長	<p>だから、今までの規則は、ある意味で総合のような感じで、こっちの歴史博物館のほうは載っているけれども、そこでは載っていないと。したがってその部分を削除しましょう、というふうなことの改正にしようということですか。</p>



高倉教育政策  
推進等担当部  
長

はい。

今田委員長

その時点で、それぞれの館長の持つモチベーションみたいなものをどう担保するかというのは、それはそれでまた一つ大切なことではあるんでしょうね。ただ、合わせて全体の5館として一体的に機能するように今までもそう考えてきたのかも分からないけれども、それ以上にそういう格好でやっていきたいと思いますということですか。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

はい、そうです。

坂本委員

ちょっとごめんなさい。大事なことだと思うので、もう一回だけ聞かせてください。

そうすると、館長さんのウエートが軽くなったと、一般財団が下請けをしてくれることになったので、館長さんのウエートが軽くなったと。館長さんなんかもここに書いていなくても、そんなに頑張らなくても、財団が一括して管理をやってくれるわけですね。そうすると、管理を任せるところがしっかりしたビジョンを持ってやってくれるだろうというふうに、私にはとれちゃうんですよ。本当にそれでいいのかと。管理は管理で民間委託はいいと思うんですよ。管理とかアウトソーシングの今一番悪いところは丸投げなんです、全て。その管理をさせるというのは意思があって、自分はこういう意思を持っていると。だけれど、その意思を実行に移すのは、手足のいろんなテクニックが要るからそれを移すのであって、意思とか魂の部分はしっかりと握っておかないと、これは組織がだめになるんです。いろんなところを歩くと、そういう会社がいっぱいあるんですよ。

ですから、そういう意味で、館長さんなんかは無理に書かなくてもいいけれど、私は、もう館長は一人ひとりじゃなくて非常勤で1人だけでやっていただくと。私も非常勤役員をいっぱいしておりますけれど、非常勤でも十分組織の管理ってできるんですよ。事務局とか何か、しっかりしていれば。だから、その辺りの何か組織論の話で、私がちょっと異質な考え方を持っていたなら改めますけれど、何となく筋が通っていないという気がします。何かふるさと財団が、受けるほうがやけに大きくなっちゃって、下請けじゃなくなってしまったりと、ちょっと極端な見方をしています。

それから、館長がそんなに大事なら、ここを消すんじゃないかとほかを入れるか、せめてここの代表的なものはここから消さないとか、そういう判断もあると思いますよ。

今田委員長

いかがですか。正直な話、今まで議論をしてきた中で、私なんかもそんなに真剣に、真剣じゃないという何だけれども、5館を1つに一括してやっていこうと、それは結構なことだという格好でした。全部をいろいろ整理しようという中で、この第2条がこういう格好で焦点が見えてくると、何かそこでまた議論が必要というのが今の状況でしょうか。館長がなくなるわけではないんですよ。

高倉教育政策

実態として館長がなくなるわけではないですが、そういったことも含めて指定

推進等担当部長	管理の中で、受けたところがどういうふうな配置をするかということも含めてマネジメントできるというような形で考えていきたいなと思っております。
坂本委員	私、これ以上は申し上げません。もう委員長にお任せします、私の意見を言う会じゃありませんので。
高倉教育政策推進等担当部長	<p>もともとの規則のほうでは、市の職員を置くってというようなイメージでつくっていたところの名残なんです。市の職員として必ず館長を置いてマネジメントをするってものを、画一的に想定したような規則がここには残っていて、それは指定管理制度ができる前からそういった規定があったものですから、それをこの際ほかの指定管理施設と同じように、職員についての規定をやめましょうという形式的なところで、変更をさせていただくということでございます。それはマネジメントが弱くなってしまうとか、そういったことではないということでございます。</p> <p>ほかの追加の施設では、こういうように残っているところのほうは逆に少なく、この際、今回みたいに5館の中でこの規定が残っていたのが歴史博物館だけですので、それはこの機会に形式的にとらせていただくというふうに考えてございます。</p>
今田委員長	<p>合わせてそういう議論というか、素朴な見方もあることだし、それからやっていく時点ではきちっとそれぞれに館長がいて、それぞれの館のマネジメントはしっかり館長がやっていくんだということは、どういうふうな言い方でやるかは別にして、何かしておくことは必要ですね。</p> <p>それではオール横浜での、こういう独立した、その館の規則のありように一緒にそろえていくということでのこの規則の削除ですので、館の持つそれぞれのあつた種の特徴、それに見合った館長がいて、それぞれしっかりマネジメントはやっていくということには違いないですね。</p>
石田生涯学習文化財課長	はい、そうです。今までもこれからも同じように、館長がいるということで考えています。
今田委員長	その第2条を削除するときの説明を、まず工夫していただければと。ほかに何かありますか。
高倉教育政策推進等担当部長	先ほど御説明させていただいたとおりでございます。
今田委員長	少しそういう疑問の意見もあったから、その改正をしていく部分に例えば説明の段階では、きちっとその辺りを分かりやすく、そこは誤解のないように説明していただくということでもよろしいでしょうか。
高倉教育政策推進等担当部長	はい。

今田委員長 それでは、そういう意見も踏まえ、よく認識をしていただいた上で、教委第74号議案については議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、そういうことで議案のとおり承認いたします。以上で、公開案件の審議は終了しました。  
そのほか、皆さんから何か御意見はございますか。よろしいですか。  
事務局から、何か報告事項はございますか。

伊東総務課長 次回の教育委員会定例会は、3月6日、金曜日の午前10時から開催する予定です。よろしく願いいたします。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、3月6日、金曜日の午前10時に開催する予定です。  
それでは次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第75号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について  
(原案のとおり承認)

今田委員長 本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時15分]